

森林環境保全整備事業実施要領

〔平成14年 3月29日 13林整整第885号〕
林 野 庁 長 官 通 知

最終改正：平成28年 4月 1日 27林整整第858号

森林環境保全整備事業の実施については、森林環境保全整備事業実施要綱（平成14年3月29日付け13林整整第882号農林水産事務次官依命通知。以下「要綱」という。）によるほか、この要領によるものとする。

第1 事業区分及び事業内容等

森林環境保全整備事業の区分毎の事業内容、事業主体及び事業規模等は次のとおりとする。

1 森林環境保全直接支援事業

本事業は、要綱に規定する森林環境保全直接支援事業を次により実施するものとする。

(1) 事業内容

ア 人工造林

優良な育成単層林の人工林の造成を目的として行う地拵え、植栽（大苗の植栽を含む。）、播種、施肥、低質林等における前生樹の伐倒、除去とする。

イ 樹下植栽等

次の(ア)又は(イ)のいずれかに該当するものとする。

(ア) 優良な育成複層林の造成を目的として上層木がⅢ齢級以上の林分（「長期育成循環施業の実施について」（平成13年3月30日付け12林整整第718号林野庁長官通知。以下「長期育成循環施業通知」という。）に定める長期育成循環施業の対象森林にあっては上層木がⅤ齢級以上の人工林）において行う地拵え、樹下への苗木の植栽又は播種、施肥、不良木の淘汰、植栽・播種に伴って行う地表かき起こし及び不用萌芽の除去。

(イ) 天然更新による森林の育成を目的として行う地拵え、天然稚幼樹の発生・育成を促す地表かき起こし及び稚幼樹が少ない場合の植栽（植栽後の確実な成林を図るため必要があるときは大苗の植栽）又は播種、施肥、不用萌芽・不用木の除去、不良木の淘汰、巻枯らし及び林木の枝葉の除去。

ウ 下刈り

植栽により更新したⅡ齢級以下（コンテナ苗を植栽した場合はⅠ齢級以下（植栽木の健全な成長を促すために必要な場合はⅡ齢級以下）。複層林においては下層木がⅤ齢級以下）の林分又はその他の方法により更新したⅧ齢級以下（複層林においては下層木がⅧ齢級以下）の林分で行う雑草木の除去及びこれに併せて行う施肥とする。

エ 雪起こし

植栽により更新したⅤ齢級以下の林分、又はその他の方法により更新したⅧ齢級以下の林分で行う雪压倒伏木の倒木起こし（オの倒木起こしに該当するものを除く。）とする。

オ 倒木起こし

植栽により更新したV 齢級以下の林分において行う火災、気象災、病虫害等による倒伏木の倒木起こしとする。

カ 枝打ち

次の(ア)～(ウ)のいずれかに該当するものとする。

(ア) VI 齢級以下の林分において行う林木の枝葉の除去

(イ) X II 齢級以下の林分において間伐と一体的に行う林木の枝葉の除去

(ウ) X VIII 齢級以下の林分において更新伐と一体的に行う林木の枝葉の除去

キ 除伐

下刈りが終了したV 齢級以下（天然林にあつてはX II 齢級以下）の林分において行う不用木（侵入竹を含む。）の除去、不良木の淘汰とする。

ク 保育間伐

適正な密度管理を目的としてVII 齢級以下（天然林にあつてはX II 齢級以下）の林分、又は伐採しようとする不良木の胸高直径の平均が18センチメートル未満の林分において行う不用木（侵入竹を含む。）の除去、不良木の淘汰とする。

ケ 間伐

適正な密度管理を目的としてX II 齢級以下（ただし、地域の標準的な施業における本数密度をおおむね5割上回る森林、立木の収量比数がおおむね100分の95以上の森林についてはこの限りではない。）の林分又は森林法（昭和26年法律第249号）第11条に規定する森林経営計画（以下「森林経営計画」という。）に基づいて行うものであつて森林法第10条の5に規定する市町村森林整備計画（以下「市町村森林整備計画」という。）に定められる標準伐期齢（以下「標準伐期齢」という。）に2を乗じた林齢以下の林分で行う不用木（侵入竹を含む。）の除去、不良木の淘汰、搬出集積とする。

コ 更新伐

育成複層林の造成及び育成（長期育成循環施業の対象森林における適正な密度管理を含む。）並びに人工林の広葉樹林化の促進、天然林の質的・構造的な改善のための適正な更新を目的としてX VIII 齢級以下の林分又は森林経営計画に基づいて行うものであつて標準伐期齢に2を乗じた林齢以下の林分（長期育成循環施業の一環として実施する場合はX 齢級以上の場合に限る。）で行う不用木（侵入竹を含む。）の除去、不良木の淘汰、支障木やあばれ木等の伐倒、搬出集積、巻枯らしとする。

サ 付帯施設等整備

ア～コのいずれかの施業と一体的に実施する次の施設等整備とする。

(ア) 鳥獣害防止施設等整備

健全な森林の造成・保全を目的として行う野生鳥獣による森林被害の防止、野生鳥獣の移動の制御等を図るための鳥獣害防止施設等の整備とする。

(イ) 林内作業場及び林内かん水施設整備

森林造成・整備に付帯する苗木仮植場、資機材置場、間伐材搬出集積等の林内作業場及び林内かん水施設の整備とする。

(ウ) 林床保全整備

造林地の保全を目的として行う下層植生の誘導により土壌の適性維持を図るための枝葉の除去、客土、整地、耕うん、植栽、播種、施肥及び雑草木の除去並びに間伐材等の活用による小規模で簡易な排水工・編柵工・土留工等とする。

(エ) 荒廃竹林整備

周辺の森林を被圧しつつある荒廃竹林の整備とする。ただし、ア～コのい

れかの施業と一体的に実施するものに限ることとし、全体事業量の中で荒廃竹林整備の事業量がア～コの施業に係る事業量を超えないものとする。

シ 森林作業道整備

継続的に使用され、かつ、「森林作業道作設指針の制定について」（平成22年11月17日付け22林整整第656号林野庁長官通知）に基づき都道府県が作成した森林作業道作設指針に適合する作業道（以下「森林作業道」という。）の開設及び改良（暴風、こう水、高潮、地震その他の異常な天然現象により被害を受け、通行不能となった森林作業道の復旧を含む。以下同じ。）であって、ア～コのいずれかの施業と一体的に実施され、かつ、第2の4の(1)に規定する事前計画に記載された既設の林内路網の状況から見て当該事前計画に記載された林内路網の整備の目標を達成するために整備することが相当であると都道府県知事（以下「知事」という。）が認めるものとする。

(2) 事業主体

都道府県、市町村、森林所有者、森林組合等（森林組合、生産森林組合、森林組合連合会をいう。以下同じ。）、森林整備法人等（森林整備法人、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）第2条第1号に規定する法人（造林を行うことを主たる目的としている法人であって、地方公共団体がその社員であるもの又は地方公共団体がその基本財産の全部若しくは一部を拠出しているもの。）をいう。以下同じ。）、特定非営利活動法人等（森林法施行令（昭和26年政令第276号）第11条第7号に掲げる特定非営利活動法人等をいう。以下同じ。）、森林法施行令第11条第8号に規定する団体（以下「森林所有者の団体」という。）、森林経営計画の認定を受けた者（以下「森林経営計画策定者」という。）、森林施業計画（森林法の一部を改正する法律（平成23年法律第20号）による改正前の森林法（以下「旧法」という。）第11条第4項（旧法第12条第3項において読み替えて準用する場合を含む。）の認定を受けた森林施業計画をいう。以下同じ。）の認定を受けた者、特定間伐等促進計画（森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法（平成20年法律第32号）に規定する特定間伐等促進計画をいう。以下同じ。）において特定間伐等の実施主体に位置づけられた者、森林法第10条の10第2項に規定する要間伐森林（以下「要間伐森林」という。）に係る森林法第10条の11の2第1項第2号に規定する契約の締結に関し森林法第10条の11の4第1項（森林法第10条の11の6第2項において読み替えて準用する場合を含む。）に規定する知事の裁定を受けた者（以下「施業代行者」という。）とする。ただし、平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法（平成23年法律第110号）に基づく汚染状況重点調査地域及び除染特別地域（避難指示解除準備区域に限る。）並びにそれらに指定されていた地域において緊急的に実施する場合（東日本大震災復興特別会計で実施するものに限る。以下「汚染状況重点調査地域等森林整備事業」という。）は、都道府県、市町村及び森林整備法人等（ただし、事業主体が自ら所有する森林以外で実施する場合は、森林所有者と協定を締結した場合に限る。）に限る。

(3) 事業規模等

(1)のア～コについては、1施行地の面積が0.1ヘクタール以上。

これに加えて、間伐及び更新伐については、次のア又はイのいずれかに該当するもの。（汚染状況重点調査地域等森林整備事業及び要間伐森林において施業代行者が実施する場合を除く。）

ア 森林経営計画に基づいて行う場合は、第5の1に定める補助金の交付申請ごと、かつ、森林経営計画ごとに、次の(ア)又は(イ)のいずれかに該当するもの。

(ア) 間伐及び更新伐の施行地の面積の合計が5ヘクタール以上（「民有林と協調した森林整備等を推進するための地方公共団体等との協定の締結要領」（平成15年4月22日付け14林国経第35号林野庁長官通達）に基づき締結された森林施業の一体化を図る団地（以下「森林共同施業団地」という。）の設定に係る協定の対象となっている民有林（以下「森林共同施業団地対象民有林」という。）で実施される場合にあつては、1森林共同施業団地当たりの施行地の面積が2.5ヘクタール以上（1森林経営計画の対象森林である場合に限る。）、かつ、間伐及び更新伐の施行地の面積とこれらと一体的に実施されたと認められる国有林の間伐及び更新伐に相当する施行地の面積の合計が5ヘクタール以上）、であり、かつ、間伐及び更新伐のそれぞれの伐採木の搬出材積の合計を、それぞれの当該施行地の面積の合計で除して得た値が1ヘクタール当たり10立方メートル以上。（ただし、1森林経営計画内において間伐及び更新伐を実施すべき施行地の面積の合計が5ヘクタール未満の場合は、原則として当該施行地の全てにおいて間伐及び更新伐を実施、かつ、間伐及び更新伐のそれぞれにおいて、伐採木の搬出材積の合計を当該施行地の面積の合計で除して得た値が1ヘクタール当たり10立方メートル以上）

(イ) (ア)に該当しない施行地のうち、過去に森林環境保全直接支援事業の間伐が実施されておらず、(ア)に該当する施行地（当該施行地が複数存する場合はそのいずれかの施行地）と隣接又は路網で直接接続している施行地について、(ア)に該当する施行地と一体的に施業を実施する場合にあつては、当該施行地の面積の合計が(ア)に該当する施行地の面積の合計以下。

イ 森林施業計画又は特定間伐等促進計画に基づいて行う場合は、「多様な森林整備促進のための集約化の促進について」（平成19年3月30日付け18林整整第1250号林野庁長官通知）に定める集約化実施計画の対象森林又は森林共同施業団地対象民有林で実施する場合に限るものとし、間伐及び更新伐のそれぞれにおいて、第5の1に定める補助金の交付申請ごと、かつ、集約化実施計画ごとに、施行地の面積の合計が5ヘクタール以上（森林共同施業団地対象民有林で実施される場合にあつては、1森林共同施業団地当たりの施行地の面積が2.5ヘクタール以上、かつ、間伐又は更新伐の施行地の面積とこれらと一体的に実施されたと認められる国有林の間伐又は更新伐に相当する施行地の面積の合計が5ヘクタール以上）であり、かつ、伐採木の搬出材積の合計を当該施行地の面積の合計で除して得た値が1ヘクタール当たり10立方メートル以上。

(4) 補助金額

ア 補助金額は、標準経費に査定係数の百分の一と補助率を乗じて求める。

ただし、沖縄県で行う事業については、査定係数は適用しないものとする。

イ 標準経費は標準単価に事業量を乗じて求めたものとし、標準単価の算定は第5の4によるものとする。

ウ 査定係数は、次のとおりとする。

(ア) 汚染状況重点調査地域等森林整備事業：180

(イ) 次のa～cのいずれかに該当するもの：170

a 人工造林及び樹下植栽等について、森林経営計画又は森林施業計画の認定を受けた者若しくは特定間伐等促進計画において特定間伐等の実施主体に位置づけられた者（以下「計画策定者等」という。）が、当該各計画（以下「森林経

営計画等」という。)に基づいて行った樹木の伐採の跡地において森林経営計画等に基づき行うもの、又は、森林法第10条の8に規定する伐採及び伐採後の造林の届出(以下「伐採造林届出」という。)書を提出した上で行った樹木の伐採の跡地において森林経営計画等に基づき行うもの(新たに森林法第5条に規定する地域森林計画(以下「地域森林計画」という。)の対象民有林となった林分において行うものその他伐採造林届出を要しない場合を含む。)

b 間伐及び更新伐について、計画策定者等が森林経営計画等に基づいて行うもの、又は、森林経営計画策定者等が森林経営計画の対象森林を含む林班(以下「森林経営計画対象林班」という。)内及び森林経営計画対象林班と隣接し路網で直接接続する林班(以下「隣接林班」という。)内で森林経営計画に基づいて行うものと一体的に行うもの、森林経営計画策定者が森林経営計画対象林班内及び隣接林班内に存する要間伐森林において施業代行者として行うものであって(3)のアに該当するもの(この場合、(3)のアにおいて「森林経営計画ごと」とあるのは、「森林経営計画ごと並びに森林経営計画対象林班及び隣接林班ごと」と読み替える。)

c その他の事業内容について、計画策定者等が森林経営計画等に基づいて行うもの

(ウ) 次のa～cのいずれかに該当するもの：90

a 人工造林及び樹下植栽等について、平成24年3月31日以前に行われた樹木の伐採の跡地において計画策定者等が森林経営計画等に基づいて行うもの((ア)及び(イ)のaに該当するものを除く。)、又は、伐採造林届出書に基づいて行うもの(新たに地域森林計画の対象民有林となった林分において行うものその他伐採造林届出を要しない場合を含む。)

b 除伐、保育間伐、間伐、更新伐について、要間伐森林において施業代行者が実施するもの((ア)及び(イ)のbに該当するものを除く。)

c 下刈り、雪起こし及び倒木起こしについて、(ア)及び(イ)のcに該当しないもの

エ 補助率は、「林業関係事業補助金等交付要綱」(昭和47年8月11日付け47林野政第640号農林水産事務次官依命通知。以下「交付要綱」という。)によるものとする。

2 環境林整備事業

本事業は、要綱に規定する環境林整備事業を次により実施するものとする。

(1) 公的森林整備

自助努力等によっては適切な整備が期待できない森林について、地方公共団体と森林所有者による協定等に基づいて行う広葉樹林化や針広混交林化等の施業とする。

ア 事業内容

(ア) 人工造林

1の(1)のアに準ずる。

(イ) 樹下植栽等

1の(1)のイに準ずる。

(ウ) 下刈り

1の(1)のウに準ずる。

(エ) 雪起こし

1の(1)のエに準ずる。

- (オ) 倒木起こし
1の(1)のオに準ずる。
- (カ) 枝打ち
1の(1)のカに準ずる。
- (キ) 除伐
1の(1)のキに準ずる。
- (ク) 保育間伐
1の(1)のクに準ずる。
- (ケ) 間伐
適正な密度管理等を目的としてXⅡ齡級以下（ただし、地域の標準的な施業における本数密度をおおむね5割上回る森林、立木の収量比数がおおむね100分の95以上の森林についてはこの限りでない。）の林分で行う不用木（侵入竹を含む。）の除去、不良木の淘汰とする。
- (コ) 更新伐
育成複層林の造成及び育成並びに人工林の広葉樹林化の促進、天然林の質的・構造的な改善のための適正な更新を目的としてXⅧ齡級以下の林分（長期育成循環施業による場合はX齡級以上の場合に限る。）で行う不用木（侵入竹を含む。）の除去、不良木の淘汰、支障木やあばれ木等の伐倒、巻枯らしとする。
- (サ) 付帯施設等整備
(ア)～(コ)のいずれかの施業と一体的に実施する次の施設等整備とする。
 - a 鳥獣害防止施設等整備
1の(1)のサの(ア)に準ずる。
 - b 林内作業場及び林内かん水施設整備
1の(1)のサの(イ)に準ずる。
 - c 林床保全整備
1の(1)のサの(ウ)に準ずる。
 - d 荒廃竹林整備
1の(1)のサの(エ)に準ずる。（ただし、1の(1)のサの(エ)において「ア～コ」とあるのは、「(ア)～(コ)」と読み替える。(2)のアの(サ)のb及び(3)のイの(コ)のbにおいて同じ。）
- (シ) 森林作業道整備
森林作業道の開設及び改良であって、(ア)～(コ)のいずれかの施業と一体的に実施されるものとする。
- イ 事業主体
 - (ア) 都道府県、市町村（ただし、事業主体が自ら所有する森林以外で森林所有者と協定を締結した場合、又は、寄付や分収契約解除等により公有化した森林で実施する場合に限る。）
 - (イ) 森林整備法人等、森林組合等、特定非営利活動法人等（ただし、事業主体が自ら所有する森林で実施する場合を除くこととし、地方公共団体及び森林所有者と協定を締結した場合に限る。）
- ウ 事業規模等
アの(ア)～(コ)については、1施行地の面積が0.1ヘクタール以上。
- エ 補助金額
 - (ア) 補助金額は1の(4)のアに準ずる。
 - (イ) 標準経費は1の(4)のイに準ずる。
 - (ウ) 査定係数は次のとおりとする。

- a 森林法第25条に規定する保安林及び森林法第10条の5第2項第5号に規定する公益的機能別施業森林に定められた森林において行うもの：180
- b その他：90
- (エ) 補助率は1の(4)のエに準ずる。

(2) 被害森林整備

気象害等による被害森林であって、自助努力等によっては適切な整備が期待できない森林において、事業主体が森林所有者等との協定に基づいて行う人工造林等とする。

ア 事業内容

- (ア) 人工造林
 - 1の(1)のアに準ずる。
- (イ) 樹下植栽等
 - 1の(1)のイに準ずる。
- (ウ) 下刈り
 - 1の(1)のウに準ずる。
- (エ) 雪起こし
 - 1の(1)のエに準ずる。
- (オ) 倒木起こし
 - 1の(1)のオに準ずる。
- (カ) 枝打ち
 - 1の(1)のカの(ウ)に準ずる。
- (キ) 除伐
 - 1の(1)のキに準ずる。
- (ク) 保育間伐
 - 1の(1)のクに準ずる。
- (ケ) 更新伐
 - (1)のアの(コ)に準ずる。

- (コ) 付帯施設等整備
 - (ア)～(コ)のいずれかの施業と一体的に実施する次の施設等整備とする。
 - a 鳥獣害防止施設等整備
 - 1の(1)のサの(ア)に準ずる。
 - b 荒廃竹林整備
 - 1の(1)のサの(エ)に準ずる。
 - (サ) 森林作業道整備
 - (1)のアの(シ)に準ずる。
 - (シ) 森林保全再生整備
 - 野生鳥獣の食害等により被害を受けた森林において行う次のいずれかに該当するものとする。
 - a 鳥獣害防止施設等整備
 - 野生鳥獣による森林被害の防止、野生鳥獣の移動の制御等を図るための鳥獣害防止施設等の整備とする。
 - b 鳥獣の誘引捕獲
 - 誘引捕獲とそれに必要な施設の整備等とする。
 - (ス) 森林災害等復旧林道整備

火災、気象上の原因による災害その他の災害を受けた森林を復旧するための、森林法施行令第11条、第12条、別表第3及び別表第4の規定に基づき農林水産大臣が定める事項及び基準を定める件（平成14年10月15日農林水産省告示第1630号。以下「告示」という。）第7項第4号及び第5号の規定に基づく森林管理道（森林整備に直結する林内路網を形成する上で、恒久的施設として整備すべき林道をいう。）の開設とする。

イ 事業主体

アの(ア)～(シ)については、都道府県、市町村、森林整備法人等、森林組合等、特定非営利活動法人等、森林経営計画策定者（ただし、事業主体が自ら所有する森林で実施する場合を除く（都道府県、市町村にあつてはこの限りではない。）こととし、都道府県及び市町村にあつては森林所有者と、都道府県又は市町村以外の事業主体にあつては地方公共団体及び森林所有者と協定を締結した場合に限る。また、森林経営計画策定者の場合は、当該計画の対象森林を含む林班内に存する森林において事業を実施する場合に限る。）とする。ただし、被害森林緊急復旧対策については、森林所有者との協定の代わりに同意によることもできるものとする。

アの(ス)については、都道府県、市町村、森林組合等とする。

ウ 事業規模等

アの(ア)～(ケ)については、1施行地の面積が0.1ヘクタール以上。

アの(ス)については、次に掲げる要件の全てに該当するものであること。ただし、既設の林道と他の既設の林道又はこれと同程度の構造を有するその他の道路施設の相互間を峰越し等により連絡する林道（以下「峰越連絡林道」という。）については次に掲げる要件のうち(オ)を除く全ての要件に該当するものであること。

- (ア) 地域森林計画に記載された林道であること。
- (イ) 林道規程（昭和48年4月1日付け48林野道第107号林野庁長官通知）に規定する自動車道であること。
- (ウ) 告示付録第1（第6項第2号関係）に定める算出した数値（以下「開設効果指数」という。）が0.9以上であること。ただし、「防火林道整備事業実施要領」（平成4年4月9日付け4林野基第241号林野庁長官通知）に基づき開設する林道にあつては適用しないものとし、峰越連絡林道の幹線にあつては1.2以上とする。
- (エ) 当該路線の利用対象となる地域内の森林面積（以下「利用区域内森林面積」という。）が50ヘクタール以上であり、かつ、全体計画延長が、おおむね1キロメートル以上であること。ただし、次のいずれかに該当する林道を除く。（コスト縮減等のために森林施業道（森林管理道を補完し、専ら森林整備用車両の通行の用に供する恒久的施設として整備すべき林道をいう。）と一体的に路網を形成する場合にあつては、森林施業道に係る利用区域内森林面積、全体計画延長の合計により判断する。）。
 - a 次のいずれかに該当するものについては、利用区域内森林面積が30ヘクタール以上であり、かつ、全体計画延長が、おおむね0.8キロメートル以上とする。
 - (a) 「長期育成循環型路網整備事業の実施について」（平成13年3月30日付け13林整第716号林野庁長官通知）に基づき開設する林道（以下「長期育成循環型路網」という。）における支線に相当する林道
 - (b) 過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第2条第1項に規定する過疎地域（同法第33条第1項又は第2項の規定により過疎地域とみ

なされる区域を含む。以下「過疎地域」という。)、昭和55年3月31日における過疎地域対策緊急措置法(昭和45年法律第31号)第2条第1項に規定する過疎地域又は平成12年3月31日における過疎地域活性化特別措置法(平成2年法律第15号)第2条第1項に規定する過疎地域に該当する地域で過疎地域以外のもの、特定市町村等の要件等について(平成17年3月23日付け林整計第343号林野庁長官通知)の第2の規定による特定市町村又は準特定市町村、水源地域対策特別措置法(昭和48年法律第118号)第3条第1項の水源地域のいずれかに該当する地域及び沖縄県で整備される林道

(c) 水源山地において複層林施業を行うための保安施設事業と林道の開設とを一体とした事業に係る林道及び特定保安林の整備を行うために開設する林道

b 長期育成循環型路網の幹線にあつては、利用区域内森林面積が500ヘクタール以上であり、かつ、全体計画延長が、おおむね1キロメートル以上とする。

c 峰越連絡林道にあつては、幹線は当該林道とこれに直接接続する既設の林道とを一つの路線とみなしたときの当該路線の利用対象となる区域(以下「直接利用区域」という。)が告示第9項に定める基準を満たすもの、その他は直接利用区域が告示第8項第1号に定める基準を満たすものとする。

(d) 利用区域内森林面積に対し延べ面積で10パーセント以上に相当する森林において、森林の整備(地方単独事業等によるもの及び主伐(更新を伴う伐採)を含む。)が計画されていること。

エ 補助金額

アの(ア)~(シ)については、(1)のエに準ずる。(ただし、査定係数は170とする。)
アの(ス)の補助率は、交付要綱によるものとする。

(3) 保全松林緊急保護整備

森林病虫害等防除法(昭和25年法律第53号)第2条第1項第1号に掲げる松くい虫が運ぶ線虫類により被害が発生している松林において、公益的機能の高い健全な松林の整備又は樹種転換(同条第7項に規定する樹種転換をいう。)を行うものとする。

ア 事業区分

(ア) 保全松林健全化整備

「松くい虫被害対策の実施について」(平成9年4月7日付け9林野造第105号林野庁長官通知。以下同じ。)に基づき公益的機能の高い健全な松林の整備を行う事業とし、対象とする事業内容はイのうち衛生伐のみとする。

(イ) 松林保護樹林帯造成

「松くい虫被害対策の実施について」に基づき樹種転換を行う事業とし、対象とする事業内容はイのうち衛生伐を除く全てとする。

イ 事業内容

(ア) 人工造林

1の(1)のアに準ずる。

(イ) 樹下植栽等

1の(1)のイに準ずる。

(ウ) 下刈り

1の(1)のウに準ずる。

(エ) 雪起こし

1の(1)のエに準ずる。

- (オ) 倒木起こし
1の(1)のオに準ずる。
- (カ) 除伐
1の(1)のキに準ずる。
- (キ) 保育間伐
1の(1)のクに準ずる。
- (ク) 衛生伐
松くい虫の繁殖源を除去し、松林の健全な育成又は保全を図ることを目的として行う不用木（被害木及び侵入竹を含む。）及び不良木の伐倒、搬出集積、破砕、焼却、薬剤処理とする。
- (ケ) 更新伐
(1)のアの(コ)に準ずる。
- (コ) 付帯施設等整備
(ア)～(ケ)のいずれかの施業と一体的に実施する次の施設等整備とする。
 - a 鳥獣害防止施設等整備
1の(1)のサの(ア)に準ずる。
 - b 荒廃竹林整備
1の(1)のサの(エ)に準ずる。
- (サ) 森林作業道整備
(1)のアの(シ)に準ずる。

ウ 事業主体

都道府県、市町村、森林所有者、森林組合等、森林整備法人等、森林所有者の団体、森林経営計画策定者（ただし、森林経営計画策定者の場合は、当該計画の対象森林を含む林班内に存する森林において事業を実施する場合に限る。）とする。

エ 事業規模等

イの(ア)～(ケ)については、1施行地の面積が0.1ヘクタール以上。

オ 補助金額

- (ア) 補助金額は、標準経費に補助率を乗じて求める。
- (イ) 標準経費は1の(4)のイに準ずる。
- (ウ) 補助率は1の(4)のエに準ずる。

3 林業専用道整備事業

本事業は、要綱に規定する林業専用道整備を次により実施するものとする。

(1) 事業内容

恒久的な林内路網の整備については、次の各事業を効果的に組合せ、コスト縮減の実現等効率的な整備に努めること。

ア 林業専用道開設

森林施業の集約化や路網整備を通じた持続可能な森林経営の実現に資するため、森林作業道等と組み合わせて、間伐作業を始めとする森林施業の用に供し、専ら木材輸送用車両の通行等に供する恒久的施設として整備すべき林業専用道の開設とする。

イ 林業専用道等改良

林業専用道等改良においては、林業専用道及び改良後に林業専用道として管理するもの（以下「林業専用道等」という。）を対象とし、輸送力の向上及び安全確保を図るとともに、豪雨等に対する防災機能の向上のため、局部的構造の改良

等を実施する。

なお、改良の種類は、次に掲げるものとする。

(ア) 局部改良

開設後5年以上を経過した林業専用道等について、現行の林道規程に定める勾配又は曲線半径の制限を超える箇所等の勾配又は曲線を修正する工事及び待避所（車廻しを含む。）、土場施設、排水施設、防護施設、路側施設を新設又は改築する工事並びに路床、路盤及び踏切道の構造を改築する工事

(イ) 幅員拡張

開設後5年以上を経過した林業専用道等について、その全幅員（林道規程に定める車道幅員と路肩幅員を加えたものをいう。以下同じ。）3.5メートル未満のものを3.5メートル以上とする工事

(ロ) のり面保全

林業専用道等に係るのり面の崩壊、土砂の流出等を防止するために必要な施設を新設又は改築する工事

(ハ) 舗装

雨水等による路面の侵食に対する耐久性等の機能を向上するため、林業専用道等を舗装する工事

(ニ) 橋りょう改良

架設後5年以上経過した橋りょうで、その機能が喪失しているもの若しくは著しく低下していると認められるものを永久構造の橋りょう（必要最小限度の取付道路を含む。）に架け替える工事又は当該橋りょうを架け替えることが著しく困難若しくは不適當な場合において、これに代わるべき必要な施設を新設する工事及び橋りょうを塗装する工事

(ホ) 交通安全施設

道路標識、道路反射鏡、視線誘導標、防護柵、照明施設又は区画線を新設又は改築する工事

(ヘ) 雪害防止

次に掲げる林業専用道等に係る雪害防止施設（雪崩、吹きだまり等による雪害を防止するための柵工、階段工、防止壁又はスノーシェッド等の施設で、治山事業において計画されていない施設をいう。）を新設する工事

a 冬山生産が行われている地域にある林業専用道等

b 雪害により路体に被害を及ぼすような箇所があるため予防施設を必要とする林業専用道等

c 沿道に人家又は公共施設がある林業専用道等

(コ) 山火事防止

前各号に掲げる工事に併せ山火事を防止するために必要な施設を新設する工事

(ク) 災害避難施設

自然災害発生時に林業専用道等と一体として機能する避難広場、避難歩道、防火水槽、安全情報伝達施設（地域防災計画等に定められている避難広場に限る。）、誘導灯、転落防止柵等の施設を新設又は改築する工事

ウ 作業ポイント整備

国道、都道府県道、市町村道及び林道の主要な地点において、森林施業の各工程に係る高性能林業機械等による効率的な作業等に利用する用地及び取付道路の整備とする。

エ 接続路整備

林道から、森林内の地形の変換点（緩傾斜部）まで、比較的急勾配で配置する部分的な舗装された道であって、これに接続することにより、森林作業道等の開設が容易になるもの（接続路）の整備とする。

(2) 事業主体

都道府県、市町村、森林組合等とする。

(3) 事業規模等

ア 林業専用道開設

次に掲げる全ての要件に該当するものであること。

(ア) 地域森林計画に記載された林道であること。

(イ) 林道規程に定める自動車道の2級であること。

(ウ) 「林業専用道作設指針の制定について」（平成22年9月24日付け22林整整第60号林野庁長官通知）に基づき都道府県が作成した林業専用道作設指針に適合すること。

(エ) 開設効果指数が0.9以上であること

(オ) 利用区域内森林面積及び直接の対象となる森林の面積が10ヘクタール以上であり、かつ、全体計画延長が0.2キロメートル以上であること。

(カ) 原則として当該路線の完成の同一年度内に、当該路線を計画に含む森林経営計画等の計画区域内において1の森林環境保全直接支援事業による間伐等を実施することが確実と見込まれること。

イ 林業専用道等改良

次に掲げる全ての要件に該当するものであること。

(ア) 地域森林計画に計画が記載されていること。

(イ) 1箇所事業費が200万円以上であること。

(ウ) 利用区域内森林面積及び直接の対象となる森林の面積が10ヘクタール以上であること。

(エ) 告示付録第4（第14項第2号関係）に定める算式により算出した数値（以下「改良効果指数」という。）が0.9以上であること。

(オ) (1)のイの(カ)については、次のいずれかを満たす路線であること。

a 過去に重大な交通事故が発生した路線

b 具体的な事例をもって、重大な交通事故を回避するために必要と認められる路線

ウ 作業ポイント整備

1箇所当たりの用地面積及び取付道路等の規模は、利用計画、受益の範囲等からみて適正なものであること。

エ 接続路整備

1箇所当たりの規模は、原則として、おおむね50メートル程度であること。

第2 事業計画等

1 事業計画の作成

(1) 知事は、地域における森林の状況、地域住民の森林に対する要請、事業実施体制等を把握したうえで、市町村森林整備計画の達成に資するものとして、別記様式第1号により森林環境保全直接支援事業、環境林整備事業のうち公的森林等整備及び林業専用道整備事業についての森林環境保全整備事業計画（以下「事業計画」という。）を作成するものとする。

(2) 事業計画の計画期間は原則5年間とする。

- (3) 知事は、事業計画の作成に当たっては、林業者、森林組合その他の関係団体の意見を聴くとともに、市町村森林整備計画の達成に資するものとなるよう関係市町村と協議調整を図り、市町村長の同意を得るものとする。
- (4) 複数の市町村等の事業主体が連携して連続する路線の事業計画を作成する場合には、当該路線の全体を一路線として取り扱うものとする。なお、この場合には、林道の整備や利用区域内森林の整備に関連する市町村、森林組合等の関係者からなる協議会等において、林道及び森林の整備の予定等について協議し、調整を行うこととする。

2 事業計画の承認及び変更

- (1) 知事は、林野庁長官に別記様式第2号により事業計画の承認を申請するものとする。
- (2) 林野庁長官は、(1)の申請に係る事業計画を適当と認めるときは、別記様式第3号により、これを承認するものとする。
- (3) 事業計画の重要な部分の変更を行うときは、上記(1)及び(2)の規定を準用するものとする。なお、この場合、別記様式第4号により、その変更理由及び変更内容を記載した変更理由書を添付するものとする。
- (4) (3)に規定する「事業計画の重要な部分の変更」とは、次に掲げるものとする。
 - ア 計画期間の変更
 - イ 事業量の著しい増減
 - ウ 林業専用道の新設又は廃止
- (5) 知事は、(3)に規定する事業計画の重要な部分の変更以外の変更を行ったときは、原則として当該変更を行った年度の末日までに、林野庁長官に別記様式第5号により報告するものとする。

3 実施計画の作成等

- (1) 知事は、毎年度、翌年度に実施する森林環境保全整備事業に関する計画（以下「実施計画」という。）を作成し、林野庁長官に提出するものとする。
- (2) 林野庁長官は、実施計画の提出があったときは、当該実施計画を審査の上、補助金の配布予定額を決定し、これを知事に内示するものとする。
- (3) 知事は、(2)の内示があった場合には、当該年度の実施計画を調整し、林野庁長官に提出するものとする。
- (4) 年度途中において実施計画を変更する場合は、上記(1)から(3)までの規定を準用するものとする。

4 事前計画の作成等

- (1) 森林環境保全直接支援事業の事業内容のうち、人工造林、間伐、更新伐及び森林作業道整備について補助を受けようとする者は、あらかじめ当該補助を受けようとする人工造林、間伐、更新伐及び森林作業道整備の実施予定時期、実施予定箇所及び概算事業量並びに当該実施予定箇所周辺の森林における既設の林内路網の状況及び林内路網の整備の目標等を記載した計画（以下「事前計画」という。）を作成し、知事に提出するものとする。
- (2) 知事は、(1)により提出のあった事前計画に記載された事業が計画的かつ効率的に実施されるよう、必要に応じ、当該事前計画を提出した者に対する指導を行うものとする。
- (3) 知事は、(1)により提出のあった事前計画に記載された内容を随時とりまとめ、

都道府県内における森林環境保全直接支援事業に係る間伐等の事業量や間伐材の供給量の見通し等を明らかにするよう努めるものとする。

第3 国の助成

要綱第4の国の助成については、本要領第1の事業に要する経費について補助するものとする。

第4 維持管理

- 1 森林環境保全整備事業により実施した施設の維持管理を行う者は、原則として事業主体とする。
- 2 当該事業主体は、自らこれを管理し又は他の地方公共団体、森林組合若しくは生産森林組合等を指定して管理を行わせることができるものとする。この場合において、都道府県以外の事業主体が他の地方公共団体、森林組合又は生産森林組合等を指定する場合には、あらかじめ知事に届け出るものとする。
- 3 知事は、森林環境保全整備事業により実施した施設の維持管理について、その実施状況の監督を行うものとする。特に、当該施設が台風や積雪等により被害を受けたことが想定される場合は、事業主体に対して、速やかに現地を確認し、必要な補修等を行うよう指導するものとする。

第5 森林環境保全直接支援事業及び環境林整備事業に係る特記事項

森林環境保全直接支援事業及び環境林整備事業((2)のアの(セ)を除く。)については、次の事項を適用する。

1 補助金の交付申請

- (1) 事業主体は、原則として事業の終了後速やかに知事に対して、補助金交付申請書に位置図（施行地の位置を示した5万分の1地形図又はこれに準ずるもの）、施業図を添付して補助金の交付申請を行う。
- (2) 事業主体は、補助金の交付申請及び受領について第三者に委任することができる。委任を受けた者は、知事に対して(1)に記載の書類に委任状を添付して補助金の交付申請を行う。

2 事業内容等

- (1) 第1の1及び2の事業内容における搬出集積の範囲は、作業ポイントまでを含むものとする。
- (2) 第1の1及び2については、林野庁長官が承認した外国樹種以外の外国樹種の植栽及び播種並びに知事が補助することが適当でないとする事業を除く。
- (3) 第1の1及び2の事業内容における鳥獣害防止施設等整備については、食害防止チューブ、忌避剤等を含むものとする。
- (4) 第1の1及び2の事業内容における森林作業道整備については、当該森林作業道整備と一体的に実施することとされている施業に一定期間先行して実施することができる。
- (5) 第1の1及び2の事業内容における森林作業道整備については、事業実施後に当該森林作業道を管理する権原を有する者を書面において明らかにすることとする。
- (6) 第1の2の(1)、(2)における協定については、本事業による施業の実施後おおむね10年間は皆伐を行わない旨を定めることとする。

- (7) 第1の2の(2)のアの(シ)のaに定める鳥獣害防止施設等整備については、パッチディフェンス、金網巻等の整備、自動撮影カメラの設置、忌避植物の植栽等を含む。
- (8) 第1の2の(2)のアの(シ)のbに定める鳥獣の誘引捕獲については、給餌施設の整備、採餌木の植栽、誘引捕獲場所の整備、捕獲個体の処分等を含む。
- (9) 第1の2の(2)のアの(シ)の事業主体は、事業を実施しようとする地域において「鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律」（平成19年法律第134号。以下「鳥獣被害防止特措法」という。）第4条第2項に基づく協議会（以下「協議会」という。）が組織されている場合にあっては、事業実施箇所、事業内容、事業実施期間、鳥獣被害防止特措法第4条の2に基づく被害防止計画との関係について協議会との連絡調整を図るものとする。

3 竣工検査

知事は、交付申請のあったものについて次によるほか、竣工検査内規を定めて1施行地ごとに竣工検査（以下「検査」という。）を行う。

- (1) 検査は、申請の受理後速やかに1施行地ごとに、原則として書類検査及び現地検査により行うものとする。
- (2) (1)の規定にかかわらず、間伐又は更新伐以外の施行地であって、その面積が知事の定める竣工検査内規で位置付けられた規模に満たないもの並びに間伐及び更新伐の施行地については、当該施行地のうち無作為に抽出するその10パーセント以上に相当する数の施行地を除き、現地検査を省略することができる。
- (3) 検査の結果、当該検査を行った施行地が本要領の規定に適合しないものであるときは、竣工と認めず、不合格又は一部不合格である旨を申請者に通知するものとする。
- (4) (3)の規定により不合格又は一部不合格であるとされた施行地であって、当該年度内における知事の定める一定期間内に手直しを行ったものについては、再検査を行うものとする。
- (5) 検査員は、検査した事項を検査調書に記入し、これに押印するものとする。
- (6) 検査調書は、事業終了の翌年度から起算して5年間保存するものとする。

4 標準単価

標準単価は次により定める。

- (1) 標準単価の構成因子は、事業内容ごとに付表1に掲げる標準単価構成因子を基準とする。
- (2) 標準単価の算定は、事業内容に係る作業のうち国が作業工程を提示したものについては当該作業工程を用いるとともに、国が作業工程を提示していないものについては知事が適宜の方法により把握した作業工程を用いて行うものとする。
- (3) 第1の1の事業内容における間伐、更新伐の標準単価は、施行地の面積1ヘクタール当たりの伐採木の搬出材積100立方メートル（森林病虫害等防除法第2条第1項に掲げる森林病虫害等により被害が発生している森林及びその周辺森林において、被害の拡大防止のために実施する更新伐にあっては、200立方メートル）を上限として、その数量に応じて定める。
- (4) 標準単価には共通仮設費を含むものとし、事業実施に直接必要な労務が雇用によりまかなわれるか否かや当該労務に係る社会保険料等の支払い状況に応じて間接費を加算することができる。
- (5) 社会奉仕を目的としたボランティア活動等により、事業目的を達成しつつ、作業を実施することが見込まれる事業にあっては、これに適用する標準単価を定めるこ

とができる。

- (6) 標準単価及び竣工検査内規については、事業主体が事業実施の可否を判断し及び低コスト化を図りつつ事業を適切に実施する上で重要な要素であることから、知事は、標準単価の算定に用いる作業工程（国が提示するものを除く。）について、実態と乖離しないよう適時適切に見直すとともに、標準単価及び竣工検査内規に係る情報を積極的に公開すること。
- (7) 汚染状況重点調査地域等森林整備事業については、知事が必要と認める場合には、当面の間、区域を限って、適宜の方法により把握した労働者の放射線障害防止措置のために必要な費用を加算した額を標準単価として定めることができる。

5 補助金の交付決定等

- (1) 知事は、補助金査定の結果に基づいて、原則として補助金の交付決定及び補助金の額の確定を同時に行う。
- (2) 知事は、補助金の額を確定した場合には、速やかに補助金を交付する。

6 補助金の交付に当たって付すべき条件等

- (1) 知事は、事業主体に対して、次に掲げる条件を付すものとする。
 - ア 補助事業の完了年度の翌年度から起算して5年以内（第1の2の(1)及び(2)の事業にあつては、事業の実施後おおむね10年を経過するまでの間）に当該補助事業の施行地を森林以外の用途に転用（補助事業の施行地を売り渡し若しくは譲渡し又は賃借権、地上権等の設定をさせた後、当該事業の施行地が森林以外の用途へ転用される場合を含む。）する行為又は補助事業施行地上の立木竹の全面伐採除去を行う行為（森林作業道整備、森林災害等復旧林道整備又は林業専用道整備の事業により整備した施設の維持管理のために必要な行為を除く。）その他補助目的を達成することが困難となる行為をしようとする場合は、あらかじめ知事にその旨を届け出るとともに、当該行為をしようとする森林等につき交付を受けた補助金相当額を返還すること。
 - イ 第1の1に掲げる事業のうち森林経営計画又は森林施業計画に基づいて行うものについては、当該計画の認定の取消しを受けた場合は、交付を受けた補助金相当額（第1の1の(4)のウの(イ)に掲げる査定係数が適用される事業のうち森林経営計画又は森林施業計画に基づいて行うものについては、当該事業が第1の1の(4)のウの(ウ)に掲げる査定係数が適用される場合にあつては第1の1の(4)のウの(ウ)に掲げる査定係数を適用して算定される補助金相当額との差額）を返還すること。
 - ウ 補植、保育等成林に必要な保育管理その他知事が必要と認める事項を遵守すること。
 - エ 更新伐を行った場合、当該林地につき、原則として、その翌年度から起算して2年を経過して更新が確実に図られていないと知事が判断したときは、植栽により速やかに更新を図ることとし、これに従わない場合、交付を受けた更新伐に係る補助金相当額を返還すること。ただし、植栽以外の方法により確実に更新が図られると知事が認めた場合はこの限りではない。
 - オ エに掲げる場合のほか、補助金の交付を受けた事業と一体的に実施すべき事業がある場合において、当該一体的に実施すべき事業を実施すべき期間を経過しても実施しないときは、当該交付を受けた補助金相当額を返還すること。
 - カ 長期育成循環施業通知に規定する更新伐の個別林分型において立木の材積が長期育成循環施業協定又は森林環境保全整備事業計画に定める維持すべき立木の材

積を下回ることとなる伐採を行ったとき、又は長期育成循環施業通知に規定する更新伐のモザイク林誘導型において施業実施年度から起算して5年以内に伐区の隣接区域において長期育成循環施業の一環として更新伐を実施したときは、交付を受けた更新伐に係る補助金相当額を返還すること。

キ 森林保全再生整備を行った場合、その行為に対して、森林環境保全整備事業以外の国庫補助事業により支援を受けたときは、交付を受けた森林保全再生整備に係る補助金相当額を返還すること。

(2) 国への返還

知事は、(1)により補助金相当額を収納した場合は、収納した補助金相当額のうち国庫補助金相当額を国に返還しなければならない。

7 その他

- (1) 知事は、毎年度の事業の実績について、別に定めるところにより、林野庁長官に提出するものとする。
- (2) 知事は、事業の実施に当たって、施行地の森林保険加入を基本として、森林所有者等の指導に努めるものとする。
- (3) 事業の実施に当たっては、「スギ花粉の発生抑制対策の推進について」（平成13年6月19日付け13林整保第31号林野庁長官通知）に基づき、スギ花粉の発生抑制に係る取組の着実な推進に努めるものとする。
- (4) 知事は、別に定めるところにより、事業の成績評定を行うよう努めるものとする。

第6 その他

- 1 都道府県の行う事業については、本要領に準じて行うものとする。
- 2 知事は、森林環境保全整備事業の実施に関する調査及び指導監督（成功認定を含む。）を行うものとする。
- 3 市町村長は、森林環境保全整備事業の円滑な実施を図るため、関係行政機関及び関係団体等との密接な連携の下に、必要な助言、指導等を行うものとする。
- 4 この要領に基づき知事が林野庁長官に対して行う協議及び提出は、沖縄県にあっては、沖縄総合事務局長を経由して行うものとする。
- 5 本要領第2の3の規定にかかわらず「地方農政局、森林管理局及び沖縄総合事務局に公共事業に関する事務について主体的かつ一体的に処理させる場合の事務の取扱いに関する訓令」（平成13年3月23日付け農林水産省訓令第8号）に基づき、沖縄県における被害森林整備に係る実施計画については、「林野庁長官」とあるのは「沖縄総合事務局長」と読み替えるものとする。
- 6 本要領により難しい事項については、林野庁長官の承認を受けるものとする。
- 7 東日本大震災復興特別会計における森林環境保全直接支援事業（ただし、第1の1の(2)の汚染状況重点調査地域等森林整備事業を除く。）及び林業専用道整備事業については、原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第20条第2項に規定する原子力災害対策本部長の指示に基づいて、食品（きのこ、山菜等の特用林産物に限る。）の出荷制限が課せられた地域を含む市町村に限る。また、事業内容は、放射性

物質対策と一体的に実施するものとし、次の(1)～(3)のいずれかに該当するものとする。

- (1) 末木枝条の林内への集積又は小規模で簡易な編柵工・土留工（林床保全整備）と一体的に実施する施業
- (2) のり面保護を実施する林業専用道及び森林作業道整備
- (3) その他森林からの土砂の流出防止に留意した森林整備

8 以上のほか、細部の手続、様式等は、本要領の趣旨に基づき知事が定める。

付表1 標準単価構成因子

事業内容	構成因子
人工造林	地拵え費、苗木代、苗木運搬費、植付け費、支障木等伐倒費、雑草木除去費
樹下植栽等	地拵え費、苗木代、苗木運搬費、植付け費、不用木除去費、不良木淘汰費、枝葉除去費
下刈り	雑草木除去費、薬剤代
雪起こし	倒木起こし費、テープ（縄）代
倒木起こし	倒木起こし費、テープ（縄）代
枝打ち	枝葉除去費
除伐	不用木除去費、不良木淘汰費
保育間伐	不用木除去費、不良木淘汰費
間伐	不用木除去費、不良木淘汰費、搬出集積費
更新伐	支障木等伐倒費、搬出集積費
被害木・林内堆積物除去等	被害木除去費、搬出集積費、堆積物搬出集積費、堆積物運搬処理費
森林作業道整備	伐開費、除根費、土工費、工作物設置費

(注) 苗木運搬費は、現場苗木荷卸地又は仮植地から造林地までの運搬費とする。

(注) 搬出集積費は、作業ポイントまでの搬出集積を含むものとする。

(注) 堆積物搬出集積費は、集積場までの搬出集積を含むものとし、堆積物運搬処理費は、集積場から処理場までの運搬費及び処理場における処理費とする。